

## 協議会委員からの計画案に対する質問等及び事務局回答

資料2

項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答
	頁	行		
1			「市長は」と「市は」の違いは何？	本計画試案においては原則として、団体としての責任者である長として意思決定を行う場合に「市長」、地方公共団体(法人)としての責務を果たす場合に「市」といった具合に区分しています。但し文脈上、この原則が必ずしも守られていない部分もあります。
2			民生委員、児童委員、社協なども市と協力して を実施するという記述が散見されるが、これらの方も消防団なみの「協力」が想定されているのか。  「国民の協力」が「強制にわたらない」という表現の守備範囲を確定する必要があると思う。	消防団については、消防本部と共に消防組織法に規定された機関であり、避難誘導の際市長の指揮下に入る組織ですが、民生委員等についてはあくまでも自発的な協力の範疇であると考えています。
3			「自ら避難できないもの」ではなく、自ら避難できるものは自ら避難してしまっているのか。(災害時の避難勧告との違いがあるのか)	住民の避難については、66頁のウにあるように市が作成する避難実施要領の内容に沿って、市職員並びに消防機関が地域コミュニティ協議会を軸として、自主防災会・自治会等と連携しながら、自治会・町内会・学校・事業所等の単位で行う事としています。なお、地域防災計画でも、避難の誘導については、原則自治会や事業所等を単位として集団避難を行うこととしています。
4			この基本方針を試案第2編以降のどこで具体化しているか。	129頁の第4編第4章で具体化しています。 なお、国民保護計画策定後、当計画に基づく各措置を円滑に実施できるように、別途具体的な実施手順等を定めた「実施マニュアル(仮称)」を作成する(8頁「計画の位置づけ」)こととしていますので、国民の権利利益の救済に係る手続きについても、項目毎に担当課も含めたマニュアルを作成することとしています。
5	10	7	第1編第2章の2 「国民の権利利益の迅速な救済」  これは市がやることか	国民保護法第76条第1項の規定に基づき、都道府県知事はその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長に行わせることができるようになっています。この場合は、市町村長が、自らの名において、自らの事務として当該事務を実施することになり、市町村長は収用や使用などの権限も自ら行使することになります。その結果、特定物資の収用等により財産上に損失を生じた場合の損失補償(第159条)や国民への協力要請により死亡、負傷した場合の損害補償(第160条)など権利利益の救済についても市が実施する業務となります。

			該当箇所	意見等	意見等に対する事務局回答
項番	頁	行	項目等		
6	10	7	第1編第2章の3 「国民に対する情報提供」	伝達時期の適切性を判断するのは市長か。不適切と判断した場合には伝達しないという判断もあるのか。	<p>国民保護法第8条では、武力攻撃事態等において、国や地方公共団体から国民に必要な情報を提供することが重要であるため、国民保護法において警報及び緊急の放送、武力攻撃等の状況等の公表、安否情報についての照会があった場合の回答、被災情報の公表についての所要の規定(注)に共通する考え方として、国民の保護のための措置に関し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならないことが定められています。</p> <p>(注)情報の提供に関しては、 武力攻撃等の状況を、対策本部長(内閣総理大臣)が適時に適切な方法により国民に公表すること(法第23条) 対策本部長が発令した警報を、総務大臣、都道府県知事及び市町村長を通じて国民に伝達するとともに、放送事業者である指定公共機関等を通じ速やかに放送すること(法第50条) 安否情報についての照会があった場合に総務大臣及び地方公共団体の長は速やかに回答すること(法第95条) 都道府県知事が発令した緊急情報を、市町村長を通じて住民に伝達するとともに、放送事業者である指定公共機関等を通じ速やかに放送すること(法第101条) 対策本部長は被災情報を取りまとめ国民に公表すること(第128条)についての規定が設けられ、事態の推移に応じて国民に必要な情報を提供しなければならないことになっています。</p> <p>従いまして、ここでの「適時」とは、「事態の推移に応じて」を意味していると考えています。</p> <p>また、第8条第2項では、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民の保護のための措置に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供しよう努めなければならない旨が定められていますので、ここでの「適切性」は情報提供の方法に関する適切性とと考えています。</p>

			該当箇所	意見等	意見等に対する事務局回答
項番	頁	行	項目等		
7				13頁の「10 住民の協力」の ~ だけについて、協力を求めることがあり、かつ、「強制にわたらない」ので断れる。つまり住民は、やむを得ない事情がなくても断れる。ただし、法81条(救援用特定物資の売渡し)及び82条(避難住民等の収容施設または医療提供用の土地等の使用は正当な理由がないと使用できる)については例外。 ・この場合、後で損失補填して救済するという理解でいいか。	国民保護法第4条では、この法律の規定により協力を要請されたときは国民は協力するよう努めるものとする、要請にあたって強制にわたることがあってはならないことが規定されています。 国民保護法では、国や地方公共団体が協力を要請できる場合として、計画案13頁の「10 国民の協力」に記載のとおり 避難住民の誘導の援助(第70条) 救援の援助(第80条) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助(第115条) 住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助(第123条)が規定されています。 一方、法第81条は「物資の売渡しの要請」、82条は「土地等の使用」に関する規定ですので、上記4つの援助要請とは異なる内容となっています。
8	10 13	16 15	第1編第2章の5と10 「国民の協力」と「住民の協力」	例外は他にもあるか。	なお、法第81条及び82条の要請前置は、権利の制限を必要最小限にすることを目的に、避難住民等に対する救援を行う場合において、医薬品や食品などの緊急物資を確保し、又は避難住民の宿泊施設や医療施設を確保するために土地等を使用する必要が生じた場合には、まず物資を所有する者に売渡しを要請したり、土地等の所有者及び占有者に同意を求めることとしており、これに正当な理由(たとえば、物資の売渡しの要請については、被災により当該物資が使用に耐えなくなっている場合や、売り渡しの対象となる当該物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合、家屋の使用についての同意の求めについては、当該家屋が老朽化等により使用に適さない場合や、当該家屋において他の避難住民等が既に収容され、当該家屋の収用の要領に達している場合)なく応じない場合に限り、物資を収用し、又は同意を得ないで土地等を使用できるとされています。
9				人権を尊重するために要請前置してはくれるが、最終的には首長判断か。	法第76条の規定による府知事の救援指示を受けて、市長は、物資の売渡しの収用や土地等の使用に当たっては、上記の正当な理由に該当するか否かを判断して実施することになると考えています。
10				~ はそれぞれ法に基づいているが、例えば「救援に必要な援助」の範囲については定まっているか。	救援の内容については、第2編第3章(72頁)に記載のとおりですが、法第80条に規定する「救援に必要な援助についての協力」とは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者(避難先の近隣にいる住民やボランティアなど)に救援そのものへの参加を求める性質のものではなく、救援の援助について参加を求める性質のものであり、本条に基づいて、避難住民等又は避難先の近隣住民の協力を得た場合であっても、救援の実施主体は都道府県知事等であることには変わりありません。 なお、本条の規定により協力要請を受けた避難住民等及びその近隣の者がこれに応ずるか否かは、あくまでもその者の自主的な判断に委ねられます。また、協力要請に当たっては、同条第2項に規定のとおり、安全の確保に十分に配慮する必要がありますので、二次災害の発生の可能性のある場所における被災者の捜索や救出などについては、住民にそれらの援助についての協力を要請することは、法では想定されていません。

項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答	
	頁	行			項目等
11	10 13	16 15	第1編第2章の5と10 「国民の協力」と「住民の協力」	法には罰則規定(188条)があり、危険物取り扱い者は指示に従わないと罰せられるわけですから、上記の「国民の協力」の強制にわたらないという文言は危険物取扱者に限り適用されないと理解してよいか。	法第188条の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための指定行政機関の長若しくは指定地方公共機関の長又は地方公共団体の長の措置命令に従わなかった者、原子炉等に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するための指定行政機関の長の措置命令に従わなかった者に対する罰則規定ですので、避難住民の誘導の援助(第70条)をはじめとする4つの援助要請とは異なる内容となっています。
12				この時の危険物取扱者の範囲はどこまでか。	法第188条の罰則の対象となる危険物質等の取扱者については、法第103条の規定により、同法施行令第28条(危険物質等)で定められた危険物質を取り扱う者となっています。 なお、同施行令第28条では、計画案95頁に記載のとおり消防法第2条第71項の危険物の外10種類の危険物質が定められています。
13	11	8	第1編第2章の7 「高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」	乳幼児、妊産婦、外国人の記述の順番に意味はあるか。	大阪府の国民保護計画の作成過程において府民意見等の募集が行われ、「災害時要援護者の例示に、女性、乳幼児を加え具体的に表現されたい。」との意見が寄せられたことを受けて、大阪府では、災害時要援護者には、高齢者、障害者、外国人その他様々な方がおられ、かつ個々の置かれている生活状況等の様々であると考えられるとして、「...高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、決め細やかな保護について留意する。」旨を府計画に明記されましたので、本市計画案も同様の表現としていますが、記述の順には特に意図はありません。
14				「個性や生活状況に応じた」とあって踏み込んだ基本方針であるが、この部分は第2編以降のどこに相当するか。	56頁の災害時要援護者への伝達、67頁の災害時要援護者への避難誘導、100頁の福祉サービスの提供、117頁の災害時要援護者への伝達、118頁の災害時要援護者への避難誘導などに相当します。

			該当箇所	意見等	意見等に対する事務局回答
項番	頁	行	項目等		
15	11	8	第1編第2章の7 「高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」	「国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。」のはどこに書いてあるか。	<p>法第9条第2項において、国、地方公共団体等が国民の保護のための措置を実施するに当たって、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保しなければならないことが規定されていますが、同項は、国際人道法の規定内容を国内法において的確に実施するため、国において国内法制の整備を行うことはもちろんのこと、国、地方公共団体等が国民の保護のための措置を実施するに当たっては、当該措置の内容が国際人道法の規定の内容に沿ったものとなるようにすることを求める規定となっています。</p> <p>ここで、「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約に加え、ジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書及び陸戦ノ法規慣例に関する条約等人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものを指しており、具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などが定められています。</p> <p>国民保護法の守備範囲となるのは、武力紛争の影響を受ける住民の保護及び武力紛争の結果生じた傷病者、死者等の人道的取り扱いに関するものであり、</p> <p>高齢者、障害者等配慮を要する者の保護に関する規定(法第9条1項) 国民の保護のための措置を実施する者等の安全確保の配慮に関する規定(法第22条) 被災者等の安否情報を収集・整理・提供する旨の規定(法第94条から第96条まで) 武力攻撃事態等における赤十字標章及び文民保護のための特別標章の使用及び濫用禁止に関する規定(法第157条及び第158条)等が国民保護法に設けられています。</p> <p>なお、 に関する記述箇所は56頁の災害時要援護者への伝達など、は、68頁の安全の確保など、 は、81頁の安否情報の収集・提供、は、122頁の特殊標章の交付及び管理が該当箇所になります。</p> <p>なお、ジュネーヴ諸条約に対する追加議定書については、第一追加議定書が「国際的な」武力紛争による犠牲者の保護等について定めたものに対し、第二追加議定書は「非国際的な」武力紛争(いわゆる内乱)に関するもので、この第二議定書に関しては計画(試案)には特に記述はしておりません。</p>
16				これは第1追加議定書関係であるが、第2追加議定書は不要か。	

項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答	
	頁	行			項目等
17	11	17	第1編第2章の9 「地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用」	「消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。」について、第2編以降のどこかで具体的記述があるか。	111頁の「5 ボランティア団体等に対する支援」に記載しています。
18	12	20	第1編第3章の5 「消防団」	消防団は基本的にボランティア団体だと思うが、ここで消防本部と協力して対処を行うとすると、市長ないし、管理者の指揮下に入ってしまうのか。国民の協力が「強制にわたらない」という部分との整合性について教えてほしい。	消防団は、消防本部及び消防署とともに市町村の消防機関の一つとして消防組織法第9条に規定されている機関であり、消防団長は市町村長が任命し、その団員は市町村長の承認を得て消防団長が行いますが、そのほとんどは、日常はそれぞれ別の職業に従事しながら必要の都度召集されて消防活動に従事する非常勤特別職の地方公務員です。 消防団を含む消防機関は、市町村の他の機関と異なり、国民の生命、身体及び財産を災害時当から保護するという責務を有しており、避難住民の誘導に当たって重要な役割を担うことが期待されていることから、法第62条では、市町村長が避難住民を誘導するに当たって、当該市町村の職員のみならず、消防長及び消防団長をも指揮することが明示されています。 消防団の具体的な役割としては、市町村の職員と一体となって、避難住民の誘導、集合地点等における人員の整理・掌握、必要事項の伝達等を行うほか、高齢者世帯、病院、福祉施設等における自力困難者の搬送、要避難地域における残留者の有無及びその保護などが考えられます。
19				枚方市の消防団の組織数や編成は、ここに書かれた活動をあてにして大丈夫なほどあるのか。それとも自主防災組織とか自治会の方が現実的か。	消防団は、地域の実情を熟知し、自主防災組織や自治会、町内会などと平素から密接な協力関係を築いていることから、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等との連絡調整、要避難地域における高齢者、障害者等の自力困難者の把握及びその避難の援助、残留者の有無の確認及びその反故などの役割を担うこととなります。 また、武力攻撃災害への対処に当たっては、平時における消防活動と同様、他の消防機関と一体となって消火活動や救急救助活動等に従事するほか、市町村長が退避の指示や警戒区域の設定を行うに際してこれを補助するなど必要な措置を講ずることとされています。 枚方市消防団の団員数は487人(6月1日現在)ですが、消防団の能力のみでは自ずと限界があると考えられますので、予め作成する複数の避難実施要領のパターンに基づいて、消防団と自主防災組織等が一体となった訓練を実施するなどして、住民の避難に関する措置全体が円滑に行われるようにする必要があると考えています。

項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答	
	頁	行			項目等
20	13	20	第1編第3章の6 「府警察」	府警察が警備することになっている「生活関連等施設」の範囲を教えてください。	92頁に対象施設を記載しています。
21	47	表	第2編第1章第2節の1の(2) 「対策本部長の権限」	総合調整は府知事にもある権限だが、「必要な範囲」というのは府と事前調整が済んでいるか？	大阪府において今年度作成される「府実施マニュアル」において、一定の見解が示されるものと思われます。本市においても来年度「市実施マニュアル」の作成に着手する予定ですが、その実施マニュアルの中で、市による総合調整と府による総合調整との「住み分け」についての整理を図っていきたいと考えています。
22	48	表	第2編第1章第2節の1の(4) 「対策本部の開設手順等」	大規模・中規模・小規模の基準は何？	職員の配置基準を定量的に示すことが困難なため災害の規模を大・中・小規模と大別し、目安としていますが、実際には、状況に応じて必要な職員配置を行うこととなります。
23	56	11	第2編第2章第1節の1の(3) 「伝達・通知方法」のエ	「同報系防災行政無線」が既にあるのか。 これから整備するアラートのことか。	同報系(固定系)の防災行政無線の戸別子局は、市内140ヵ所にあり、その中で屋外子局(拡声器)は44ヵ所あります。アラートは、同報系防災行政無線を自動起動させ、数秒以内に警報を対象地域の住民に知らせることができる全国瞬時警報システムのことですが、現在は未整備の状況です。
24	60	1	第2編第2章第2節 「避難の指示・退避の指示」	避難と退避の違いは？	避難のうち、特にその場を一時的に退いて危険を避けるということを退避として区別しています。
25	63 64 他	20	第2編第2章第2節の2の(4) 「安全の確保等」のア  第2編第2章第3節 「避難誘導」	職員や協力者が二次被害にあわないよう安全の確保に配慮するという記述があるが、安全の確保のための具体的方策は何を予定しているのか？	武力攻撃事態や緊急処理事態などの特殊な状況においては、市町村において講じ得る手段や装備を用いてその危険を防除したり、或いは軽減したりするのは、事実上不可能であると考えられます。ですので事態下の安全の確保は、専ら危険な場所や時期を回避することにより図られるものと考えられ、そのためには、当該事態の状況に関する十分な情報を得る必要があります。ですから安全の確保のための具体的な方策として現時点で考えられるのは、国民保護措置の実施者及びその関係者並びに住民に対し、事態に関する十分な情報の提供を行うことであると考えています。

			該当箇所	意見等	意見等に対する事務局回答
項番	頁	行	項目等		
26	65	4	第2編第2章第3節の2の(1) 「避難実施要領の作成」	<p>「避難実施要領パターン」は消防庁案が出てからだろうが、いつ頃になりそうか。</p> <p>関連して、この別冊を本編で位置づけておく必要があると思う。</p>	<p>消防庁は平成18年1月31日に「市町村国民保護モデル計画」及び「避難実施要領の作成に当たって(避難マニュアル)」を発表しており、後者の中で、弾道ミサイル攻撃ほか7パターンの避難実施要領を例示し、一定の指針として通知しています。</p> <p>避難パターンにつきましては、武力攻撃事態等における避難が広域的なものとなるケースがあることから、周辺各自治体が定める計画との整合性を図るため協議を行う必要があると考えられることから、次年度中のパターンの確定を期して作業を進めていく予定です。完成したパターンの位置づけに関しましては、資料編として計画本編に盛り込む形や、実施マニュアルと同様、別冊資料として位置づける形等、現在検討しているところです。</p>
27	69	5	第2編第2章第3節の4の(1)のイ 「ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合」	<p>「ゲリラ、特殊部隊による攻撃」は府下の重点課題ということだったが、どこまで話が進んでいるのか。</p> <p>たとえば「当初は屋内で...事態の推移をみて安全な地域へ」というのはその判断が難しい。誰がするのか。</p>	<p>現在、府において作成作業が進められている「府実施マニュアル」において、府の重点課題である「ゲリラへの対処」についての課題整理が行われています。本市における「ゲリラ対処」については、この「府実施マニュアル」との整合性を図りながら来年度作成する「市実施マニュアル」において、内容の具体化を進めていく予定です。</p>
29	75	6	第2編第3章第1節の3の(2)のア 「避難所の開設、管理運営」の(イ)	<p>「避難元の地方公共団体の人材活用を図る」たとえば隣接市の住民が市役所ごと引っ越してきた場合、その住民も受け入れ先の市の管理下に入るのか？それとも元の市役所？</p>	<p>受け入れ先の市役所は、避難元の市職員の協力を得て避難所運営にあたるもので、避難元の市町村職員をその管理下におくものではありません。</p>
30	87	表	第2編第4章第2節の3の(1) 「設定者」	<p>「特に」と「緊急の」でどう違うの？</p>	<p>国民保護法第114条は、市町村長による警戒区域の設定要件については「特に必要があるとき」と規定し、都道府県知事による警戒区域の設定要件については「緊急に必要があるとき」と規定しています。この文言上の差異は、都道府県知事による設定が市町村長による場合よりも劣後するという趣旨で設けられたものです。この差異は「退避の指示(61頁)」においても同様に設けられています。</p>



項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答	
	頁	行			項目等
31	89	1	第2編第4章第2節の4の(3) 「相互応援」	相互応援協定は、府内と府外で現在のどのくらいあるのか。	枚方市が結んでいる各応援協定は、府内ものが14件、府外と結んでいるのは4件です。府では、テロや武力攻撃などの危機管理を含む自治体間の相互応援協定を近畿2府4県と福井、三重、徳島の各県の間で全国初で応援協定を結んでいます。
32	97	29	第2編第4章第4節の2の(5) 「汚染原因に応じた対応」	NBCテロの原因は誰が調べるのか。 現場は結果を知らなければ「安全確保」ができないが、現場の部隊では原因を特定する能力はふつうはない。	府の計画上、生物化学兵器による攻撃を受けた際にその原因物質を特定するのは、知事からの協力要請を受けた消防機関、府警察及び自衛隊の部隊により行われることとなっています。枚方市を所管する枚方寝屋川消防組合消防本部は、一定の生物、化学物質を特定をする能力を有しています。また除染については、陸上自衛隊の化学防護隊(伊丹市千僧駐屯地のものが最寄)がその能力を有しています。
33	100	1	第2編第4章第5節の4 「避難住民等の健康維持活動」	「避難住民等の健康維持活動」は避難住民の住所地の自治体か、それとも受け入れ先の自治体か。(項番29の質問と同じ趣旨)	受け入れ先の自治体です。 枚方市に滞在する全ての人を対象としています。
34	112	20	第3編第1章第4節の1 「情報収集・提供のための体制の整備」	「国民保護措置の実施のために必要な情報の収集・蓄積・更新」は曖昧かつ広範囲という印象。「データベース化する」というときのデータの範囲は？	事態下において市町村が実施すべき主な措置として、警報の伝達や避難住民の誘導等の避難に関する措置、警戒区域の設定、消防等の武力攻撃災害への対処に関する措置などがあります。市民に直に接し、事態においては直接働きかける立場である市町村においては、措置の実施に際して、どうしても地域住民の方々との協力が必要となってきます。そこで、自治会や自主防災会など、日頃から地域での活動を行っておられる組織の情報を日頃から整理しておく必要があります。また、避難に関する措置を実施するにあたっては、災害時要援護者に関する情報の整理も重要な課題となってきます。この他にも、物資の備蓄状況や防災無線の配置等、防災に関する取り組み中で整理されてきた情報の活用も考えています。

項番	該当箇所		意見等	意見等に対する事務局回答	
	頁	行			項目等
35	113	1	第3編第1章第4節の3 「非常通信体制の確保・整備」	「自然災害時における体制を活用して情報収集、連絡体制の整備に努める」とあるが、現在の自然災害時の連絡体制が利用可能か？	同報系(固定系)の防災行政無線の戸別子局は、市内140ヵ所にあり、その中で屋外子局(拡声器)は44ヵ所あります。このシステムを活用して、情報収集及び提供は可能であると考えています。
36	116	16	第3編第2章第1節の2の(3)と(6)と(7) 「伝達ルートの確保」と「災害時要援護者への伝達」と「新たな伝達手段の検討」	基本方針で重視するといっているのに、「努める」「検討する」では弱いのでは？	2(3)(6)(7)について、内容の具体性と取り組み姿勢の表現について趣旨を踏まえた修正を行います。
37	120	18	第3編第2章第2節の2の(1) 「安否情報の収集のための体制整備」	安否情報収集のための体制整備「収集、整理、報告、および提供の責任者を定め研究・訓練を行う」とあるが、このときの「提供の責任者」は誰か。	安否情報の収集、提供に関しては市民生活部及び教育委員会の所管となっており(107、108頁)、次年度に作成する実施マニュアルにおいて責任者を定めることとしています。
38	125	8	第4編第1章第1節の2 「応急復旧の実施」	「武力攻撃災害発生後」…「災害」等の発生後？脱字？それとも緊急対処事態については読替で対応するので武力攻撃災害という語のままでいいのか。	「武力攻撃災害」の語は、ご意見のとおり、36頁に掲げる読み替え表のとおり読み替えにより対応することとしています。
39	129	5	第4編第4章第1節 「国民の権利利益の迅速な救済」	129頁にある「総合窓口は、どこか市長公室か？	市民からの問い合わせ全般を処理する総合窓口については、本市防災計画が定める災害対策本部上の事務分掌の例に則って、市長公室が担当することとする予定です。